

文書館だより

第31号

徳島県立文書館



阿波国那賀郡椿泊浦の内伊島一名湯島之図
(明治12(1879)年)

徳島の東に浮かぶ伊島の姿を描いた絵図。明治12年当時の伊島の姿がよくわかる。人々は今と同じように島の南に居住し、石垣で作られた波止場の様子や、生活に必要な水を確保する池や用水路、観音堂まで続く島を南北に貫く道などが描かれている。
(徳島大学附属図書館所蔵)

第39回企画展

「文化の森の誕生

—資料から見た徳島県の文化施設—

平成22年4月27日(火)～7月25日(日)

明治初年から文化の森開園までの徳島県の図書館・博物館施設の歴史を、公文書・古文書・写真などさまざまな資料を通して紹介します。

第40回企画展

「軍神とその時代 一梅林孝次関係資料からー」

平成22年7月27日(火)～10月24日(日)

日中戦争中に戦死した梅林孝次を通して、一人の若者が「軍神」に祭り上げられていく過程を検証します。

「ナトコ映画祭」

平成22年8月15日(日)～22日(日)

GHQの占領政策の一環として、戦後日本各地で巡回上映されたCIE教育映画（ナトコ映画）を、毎日数作品ずつ日替わりで上映します。

第41回企画展

「歴史写真でよみがえる徳島の姿」

平成22年10月26日(火)

～平成23年1月23日(日)

空襲によって失われた戦前の徳島市の姿を、古写真や絵葉書から再現します。

文書館の逸品展

「庄屋文書から見た北灘の海と山

—粟田村藤倉家文書—

平成22年1月25日(火)～4月24日(日)

板野郡粟田村（現鳴門市）の庄屋を務めた藤倉家の資料を通して、海と山に囲まれた北灘地方の歴史を紹介します。

目 次

公文書管理法の成立とこれからの課題	2	写真資料の保存と活用	6
古文書の世界 国紹と御藏	3	文化の森シンボルマーク	8
シンポジウム「市町村公文書の保存と活用」の開催	4	文書館の利用案内	8

公文書管理法の成立とこれから課題

計 盛 真一朗

当館は昭和六三年六月に施行した公文書館法によつて全国で一七番目に設立した公文書館です。平成二二年の二月で二〇周年を迎えます。この間、藩政期から古文書や県の公文書・行政資料等を収集してきました。古写真一万点を含め二三万点余りを収集し、整理できたものから順次公開しています。これらは県内外の様々な場面でご利用をいただいています。

これらの内、公文書については、県及び県教育委員会の公文書管理規則や規程などに基づき、適正な公文書等の管理・保存について呼びかけてきました。二〇年に亘る取組の中で次第に関係各課の協力をいただき、公文書の収蔵も今年二万点を超えました。公文書は職員が日常の業務を行うために取得・作成した文書です。業務が終われば、文書はそのまま廃棄するものといった受け止めをしてしまいますが、定められた保存期限内の公文書は住民からの情報公開請求のためにそれぞれの課が管理・保存しています。保存期限が満了した時に、それぞれの課、又は文書所轄課から当館に廃棄文書目録を送つていただき、歴史的・文化的に価値のある文書を選別して移管するこ

とになっています。公文書は世界に一点しかないものです。一度廃棄されてしまふと二度と見ることはできませんので、移管・廃棄の判断は適切に行わなければなりません。

昨年六月、「公文書等の管理に関する法律（公文書管理法）」が成立しました。

現在、平成二二年度からの施行に向けて、国は政令・省令・規則等の整備を行つて、いるところです。ここ数年来、國のずさんな年金記録問題をはじめ不適切な公文書管理のあり方が問われました。公文書を適正に管理・保存するための基本原則や、歴史資料として重要な公文書を国立公文書館等に移管して適切に保存し、利用するためには必要な事柄を定めました。

この法律は第一条で、公文書を健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源であると位置づけ、法制定の二つの目的を掲げています。公文書を適正に管理し、歴史的に価値のある歴史公文書を適切に保存し、利用することによって、行政が適正かつ効率的に運営されることによること、國に課せられている説明責任を果たすこと、すなわち、行政の諸活動について現在及び将来の國民に説明

する責務を全うすることだととしています。そして、公文書の作成・整理・保存・移管あるいは廃棄の各ステージにおいて、的確な管理を行う統一的な文書管理制度のルールを定めています。現行のわずか七カ条の公文書館法に比して、公文書の管理・保存の法律による枠組みがはじめて作られたことになります。また、地方自治体の公文書管理についても、第三四条に「この法律の趣旨にのつとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない」と規定しています。

昨年一一月当館はシンボジウム「市町村公文書の保存と活用―『村の公文書』から生まれる新しい地域像―」を実施し、神山町の公文書保存の取組などを、地域に根ざした「草の根公文書館」の取組として全国に紹介し、公文書館活動の大切さを訴えました。また、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会は、昨年秋に全国一、八四四の自治体に「地方自治体の歴史的公文書等の取扱いに関するアンケート調査」を実施して、一一月の福島大会で中間報告、さらに、二月五日、埼玉県で「公文書管理法制定とともにうセミナー」を開催しました。この中で公文書管理保存の問題点として、自治体の予算不足や担当する専門職員の不足、選別の仕組みをどうするかといった多くの解決しなければならない問題を抱えている現

状が報告されています。

二三年の法施行に当たって、徳島県や各市町村においても公文書管理体制の見直しが必要となっています。当館も国の動きを注視しながら、公文書所轄課とともに、文書の発生から廃棄まで一貫した公文書管理システムが構築できるよう努力したいと考えています。法の趣旨から、情報公開や個人情報保護と同じように、公文書管理の条例化も検討するとともに、公文書の所轄課には適切な文書管理を行う専門職員（レコードマネージャー）の配置等も必要だと考えます。また、当館では一年間に千点を超える簿冊の収集・整理作業に追われており、今後さらに、増加が見込まれます。収蔵庫の増設や、整理を担当する専門職員（アーキビスト）の増員が急務です。また、市町村の公文書保存についても、当館はできる限りの支援をしたいと考えています。

明治以降の公文書が國の重要な文化財に指定されている府県もあります。昭和二〇年七月の徳島大空襲によつて旧県庁の書庫などが被災し、戦前の公文書を焼失したといつた不幸な歴史をもつ私たちは、この体験を生かしつつ、公文書の管理保存に取り組まなければなりません。県及び市町村の財政は厳しい状況下ではありますが、市町村の公文書保存と併せて職員・県民一体となって取り組むことが今こそ必要だと考えられます。

古文書の世界

■ 粉と御藏

板東 紀彦
・ネットー

今日は少し地味であるが、数字を並べた帳簿を通じて開拓について考えたい。飢饉時に放出して貧窮者を救済するため、米を糀のままで蓄えて置くのが圃糀である。徳島藩が開拓政策をどのように推進したかは、あまりよく分かつていな。しかし、「同淡年表秘録」に次のようない記録がいくつかある。

文化一〇（一八一三）年一〇月、「大坂廻米の内、半分を圃糀として今後とも貯穀するように」と幕府から指示があつた。文化一二年一二月には、藩から幕府勘定所に宛てて「大坂廻米高二万三四二二石の内、半分の一万一七一一石を圃糀する。それを半分（五八五五石五斗）ずつ、阿波国一〇郡三九力所と淡路国二郡五六力所で圃糀する」と報告している。糀で積み立てるので量は米の二倍となり、両国でそれぞれ糀一万一七一一石を貯穀した。

こうした幕府と徳島藩のやり取りを反映し、文化年間には開拓に関する文書が村々でみられるようになる。

提示した「史料」は、那賀郡の東北部にある立江・和多津・坂野の三郷一七力村が文化一二（一八一五）年に積み立てた圃糀を記録した帳簿である。

立江郷の岩脇・古庄・中庄（以上、現阿南市羽ノ浦町）の三力村は、今年合わせて糀一二五石五斗を積み立てた。その内、五二石五斗は昨年の圃糀を今年の新糀に詰め替えた分、七三石は今年新しく圃糀する分である。岩脇村の場合、詰め替え分一四石、新規圃糀分一四石五斗、合計の糀は二八石五斗となる。なお、昨

坂野組の今津浦・芳崎・色ヶ島・江野島（以上、現阿南市那賀川町）・和田島・間ノ新田・坂野（以上、現小松島市）七力村は糊二六一石、和多津組の島尻・小延・敷地・手島・八幡・黒地（以上、現阿南市那賀川町）・和多津新田（現小松島市）七力村も糊二三六石五斗をそれぞれ積み立てた。

こうして三組（七力村は合計五二三石を中庄村にある「御蔵」（東御蔵）・西御蔵がある）に納めたが、そこに入りきらない五四石（今津浦七三石の内）は中庄村金五の土蔵を借り上げて詰めた。

そして、同年一一月一六日に請払方・納方の役人による見分を受けた後、御蔵は封印されたのであつた。

以上、那賀郡一七力村の團糊をみてきたが、次に團糊に関して二つの点を考えてみたい。

① 各村が積み立てる團糊の額は、何を基準に算出したのだろうか。考えられるのは村高と年貢高である。

文化五（一八〇八）年調査の村高と比較してみると（村高は「阿波藩民政資料」）。

岩脇村	一〇四六石	團糊二八石五斗
古庄村	二四五石	團糊二六石五斗
中庄村	一九六八石	團糊七〇石五斗
島尻村	八〇五石	團糊三二石五斗
小延村	三〇六石	團糊一〇石

村高とは比例していない。

次は年貢高である。「國府町史資料」（二〇二頁）に天保一一（一八四〇）年

の記録がある。「成米に割り石に付五升二合三勺」として、物成に五升二合三勺を掛けて糲の額を算出している。北岩延村 物成一七石五斗五升四合余
糲一石 (計算では九斗一升八合余)
觀音寺村 物成六石七斗五升七合余
糲四斗 (計算では三斗五升三合余)
しかし、この物成は村の年貢高ではない。村高 (北岩延村二五一石、觀音寺村四六七石) に對して物成が小さい。
どうも、開糲の算出基準は村高・年貢高などと、単純にはいえないようである。
② 一七方村の開糲を詰め込んだ中庄村の御蔵は、幕府への報告にあつた阿波国一〇郡三九力所のひとつと考えられる。そして、「御蔵」と記しているように、個人から借り上げた「土蔵」とは明らかに区別され、公的な性格を帶び、組村・村が入用費で維持する蔵なのである。文化九年に那賀郡仁宇谷東部の二八方村 (現那賀町) が糲二七石を詰め込んだ阿井村「御年貯蔵」(秋本家文書) もこのひとつであろう。

これら御蔵・御年貯蔵に詰め込まれた糲糲は、江戸時代のセーフティ・ネットとして機能した。そこには、貧窮者にとっては生命保障という意味と、幕藩領主や豪商農など上層民 (糲糲の主たる負担者) にとつては、中下層民との間で激化しつつある矛盾・対立を緩和し、百姓一揆・打ちこわしを抑止するシステムという意味があつた。

などと單純にはいえないようである。
②一七方村の團飴を詰め込んだ中庄村の御蔵は、幕府への報告にあつた阿波國一〇郡三九力所のひとつと考えられる。そして「御蔵」と記しているように、個人から借り上げた「土蔵」とは明らかに区別され、公的な性格を帯び、組村・村が入用費で維持する蔵なのである。文化九年に那賀郡仁宇谷東部の二八力村（現那賀町）が親二一七石を詰め込んだ阿井村「御年貢蔵」（秋本家文書）もこのひとつであろう。

これら御蔵・御年貢蔵に詰め込まれた團飴は、江戸時代のセーフティー・ネットとして機能した。そこには、貧窮者にとって生命保障という意味と、幕藩領主や豪商農など上層民（團飴の主たる負担者）にとつては、中下層民との間で激化しつつある矛盾・対立を緩和し、百姓一揆・打ちこわしを抑止するシステムという意味があつた。

合五百百武拾三石
右八立江、坂野、和多津二組
中庄村御藏納并同村金五
借藏納其相約置
内式百九拾武石
但越盤築開拓之分
同二百七石
但当秋築開增之分

東御歲入
中庄村
一 同七拾石五斗
內式拾八石五斗 地盤御圓割
同四拾式石 当秋御圓地
合百式拾五石五斗
右八立江組分

松方、總方御出二而御改總御付
御藏詰之上御封印被御付候、以上

(文化推進員)

シンポジウム

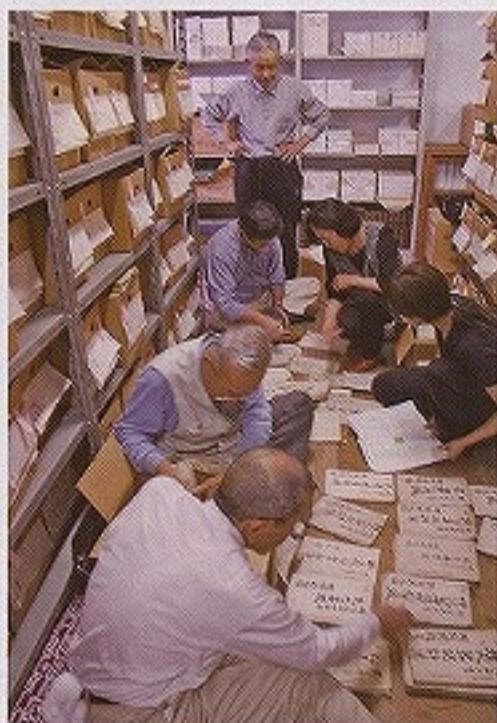
「市町村公文書の保存と活用 い地域像」の開催

いわゆる「昭和の大合併」の過程で、それまで多くの市町村役場が持つていた貴重な歴史的公文書が無秩序に廃棄されていったことが、大きな問題となっていた。徳島県の神山町は地元の文化財保護審議会が中心となって、旧村役場公文書の保存整理を進めてきた。このような神山町の取り組みを通して、市町村公文書の保存と活用を考えたためのシンポジウム「市町村公文書の保存と活用 い・村の公文書、から生まれる新しい地域像」(文化庁『地域文化芸術振興プラン』対象事業)が、平成二十二年一月二九日(日)に文化庁・徳島県民文化祭開催委員会・神山町・徳島県立文書館の主催により開催された。

神山町の旧村役場公文書について

神山町は昭和三〇年三月に名西郡阿野・鬼籠野・神領・下分上山・上分上山の五ヶ村が合併して成立した。現在、神山町郷土資料館にはこの五ヶ村が作成・授受した明治初年から昭和三〇年までの公文書約八、〇〇〇冊が保管されている。その内容は会計・税務・地籍・戸籍・例規・衛生・土木・勧業・教育・兵事等々、村役場の業務全般にわたっている。戦前の県の公文書の大部分が空襲で消失している徳島県にとって、これは神山町はもとより県全体の近現代史を考える上での大本資料となるものである。

多くの市町村では合併に伴う庁舎の移転・改築の折に、公文書の大量廃棄が行われたとされている。神山町の場合も、



資料整理風景

昭和四〇年代前半から支所の改築と旧村役場の解体が進行する中で、そこに保管されていた公文書の扱いが問題となつた。当初は焼却処分も検討されたが、その歴史資料としての価値を重視した神山町文化財保護審議会が責任を持って保管

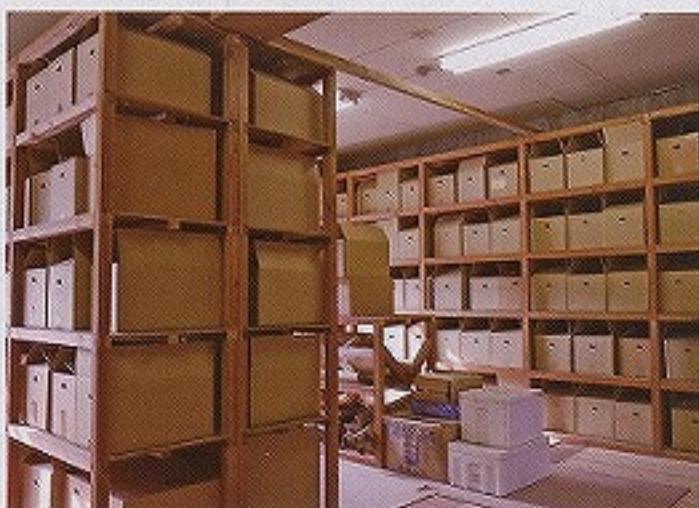
する旨を申し入れ、町当局もこれを了承したことにより貴重な歴史資料は廃棄を免れる。

シンポジウムの概要 第一部

当日の午前中、神山町郷土資料館の見学が行われた。



神山町郷土資料館玄関



公文書保管状況

平成一八年度からは文化財保護審議会や町職員、地元の古文書研究会会員等による再整理作業がスタート

した。文書館職員もカード採りなどの形でこの事業を支援させていただき、平成二〇年八月に本格的な資料目録が刊行された。旧村役場公文書が運び込まれた小学校の旧校舎は昭和五八年に郷土資料館となつたが、やがて建物の老朽化が深刻となってきた。そこで、使われなくなつた中学校の寄宿舎を新しい郷土資料館に転用することになり、平成二一年四月にオープンを迎えている。

これまでの神山町の取り組みは「草の根資料館」のひとつモデルケースといえるであろう。

バーから、新しい資料館が誕生した経緯や寄宿舎を資料館に改修するにあたって留意したこと、収蔵資料の概要などの説明を受けた後に施設見学。旧村役場公文書のほか、神山町に残されていた古文書や民俗資料、地元で使われていた人形浄瑠璃芝居の背景用襤絵などの保管・展示状況を見学した。

同資料館は比較的交通の便の悪いところにあるにもかかわらず、自家用車や主催者が用意したマイクロバスを利用して四〇人ほどの参加者を得ることができた。

第二部

午後からは会場を文化の森総合公園の徳島県立図書館集会室に移してシンポジウムが開催された。



ラベルの裏面を活用した秋後の公文書



陸軍下士卒在隊間成績簿
(兵隊さんの通信簿)

あることが強調された。

さらに、資料の保存・整理・活用の中心となってきた文化財保護審議会の歴代会長である福岡幸生氏、大栗玲造氏、中山馨氏から実践報告が行われた。ここでは将来始まるであろう町史編纂事業の資料とするために保存に着手したことや、保存・整理作業をすすめるにあたっての苦労、これらの資料から読み取れる地域の歴史的事実など、当事者でなければ語りえない興味深い報告が行われた。

その後、パネリストと約六〇名の参会

きた草の根文書館（アーカイブズ）運動の体験を通して、記録保存は民主主義の根幹にかかることを強調している。

統一加藤聖文氏の講演「役場文書は私たちに何を語りかけるか」が行われた。

ここでは神山町の旧村役場文書及び保存運動の歴史的意義を確認した上で、「自分（または父母や祖父母）がここにいることが確認できる」点で役場文書は重要なことである。神山に残されている兵事関係資料のような「行政行為によって人の生死が左右されたことが確認できる」資料を残すことは地域住民と行政の責務である。



パネルディスカッション

シンポジウムは大盛会のうちに幕を閉じたが、これはあくまでもひとつの出発点に過ぎない。地域の宝である市町村公文書を保存し、更にこれを活用していく方法を県立文書館として模索し続けたい。

行なわれた。会場からは「アーカイブズという言葉はもつとわかりやすい日本語にならないのか」「資料をデジタル保存する際の留意点」「公文書を公開するにあたっての個人情報問題」「資料保存を進めるためには「人」の確保が最大の問題になる」などの質問や提言が出され、活発な意見交換が行われた。

写真資料の保存と活用

立石恵嗣

平成22年3月26日(6)

1、歴史資料としての「写真」

「百聞は一見にしかず」といわれます
が、視覚に直接訴えかける写真是、時
に百万言を尽くしてもかなわぬ情報量や
説得力を持っています。

すぐれた写真是被写体の背景にある
時代そのものを読み取ることができます。
写真を通して、私たちは失われてしま
った過去の歴史的世界にタイムスリッ
プすることもできるのです。

2、写真資料の種類（代表的写真）

写真是単なる個人の思い出や、創造的
な芸術作品としてだけでなく記録資料と
して価値を持っています。この意味にお
いて、写真是時代を映す第一級の歴史資
料なのです。

- (1) 鶴卵紙写真（酒井家文書）明治
一二年
- (2) 鶴卵紙写真（アルビュメン・プリント、
印画紙）明治
三年
- (3) ガラス乾板（陰画・ネガガラス板）
明治
三年
- (4) 錦新の五士写真（六田家文書）明治
末から明治期に流行普及。

薄い紙に卵白を塗つて印画紙としたも
のでクリーム色から茶色に発色した写
真、印画の種板を日光で焼き付ける。幕
末から明治期に流行普及。

(5) 徳島県名所絵葉書（橋本家・篠原家
文書）明治四〇年

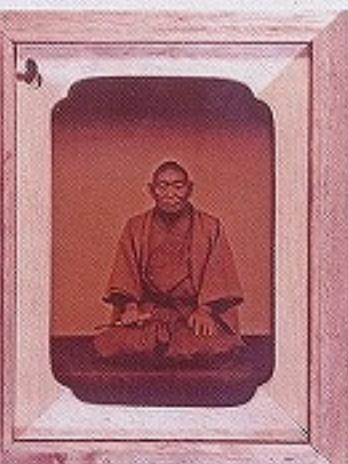
(6) アルバム・記録写真帳（原本）
行政や公共団体、民間企業などで業務
上撮影された記録写真や、個人や家庭の
アルバムに残された写真是歴史を物語る

像処理をしたもの、黒い紙やフェルト
において見るガラス写真。幕末維新时期に
撮影され、大きさは手札・名刺サイズで、
桐箱に入っているものが多い。アンブロ
タイプのガラス写真是感光感度が低く、
撮影には長時間を要しましたが、映像は
鮮明で、写された肖像からは人物の感情
や心情、気迫まで伝わり、時代の雰囲気
そのものが写し止められています。

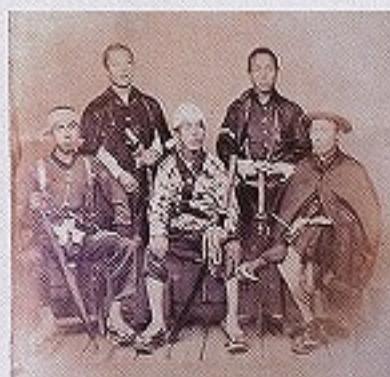
- ① 墓跡蔵肖像写真（酒井家文書）明治
一二年
- ② 鶴卵紙写真（アルビュメン・プリント、
印画紙）明治
三年
- ③ ガラス乾板（陰画・ネガガラス板）
明治
三年
- ④ 長江義撮影写真（長江家資料）昭和初期
- ⑤ 徳島県名所絵葉書（橋本家・篠原家
文書）明治四〇年
- ⑥ アルバム・記録写真帳（原本）
行政や公共団体、民間企業などで業務
上撮影された記録写真や、個人や家庭の
アルバムに残された写真是歴史を物語る

③久米惣七コレクション（久米家資料）
昭和初期

地元新聞社の記者として活躍し、徳島
の風俗や人形浄瑠璃研究家であつた久米
惣七が収集したコレクション。昭和初期
を中心とした徳島の人物・建物・風景・
民俗などを写した約千点。



① 墓跡蔵肖像写真（酒井家文書）明治12年



② 錦新の五士写真（六田家文書）明治3年



③ 久米惣七コレクション（久米家資料）昭和初期

(7) 平成22年3月26日

文書館だより

貴重な歴史資料となります。

a 行政・公共団体、民間企業

⑦「徳島の復興」(徳島復興事務所) 昭和30年

戦争により廃墟と化した徳島市の復興事業が一段落したことを記録した行政組織の事業記録である。焦土から復興しつつある徳島市内と人々の姿が克明に記録されている。

⑧徳島県観光課旧蔵写真 昭和30・40年代

徳島県旧観光課に残された観光宣伝資料として撮影され保存されてきた写真。昭和30・40年代の高度成長時代を経て大きく変貌する地域の姿が映し出されている。

b 個人・家別文書

⑨井上家文書・村上家文書・木津家文書など

⑩津田家資料など

家別に収集された旧家の寄託・寄贈文書群の中には、家の記録としての写真アルバムが残されていることが多い。江戸時代小松島の豪商鹿島屋井上家にはガラス写真や鶴卵写真など写真草創期のさまざまな種類や形態の写真が数多く残されている。井上家の一族が幼少期に撮影した桐箱入りの珍しいガラス写真や、英国留学中にロンドンで撮影したプロマイドなどの肖像写真など。他、自宅の周辺や県内外の名所旧跡を写した風景写真など、単なる個人の記録のみならず時代を物語る記録が多く含まれている。

(7) その他

⑪米軍撮影の空襲記録写真(アメリカ)

国立公文書館

昭和20年七月四日の徳島市空襲を記録した米軍撮影の航空写真である。原本は米国国立公文書館に所蔵されているが、戦果確認のため撮影された空襲直後の焦土と化した徳島市内の航空写真は、空襲前の5月撮影された同様の航空写真と対比することにより戦争の現実をダイレクトに訴えかけます。

3、写真資料の整理と保存方法 徳島県立文書館の場合

- (1) 写真の原本・原紙(オリジナル)は資料のまとまりごとに「写真用ホルダー」や「史料整理袋」(中性紙)に入れて保存する。
- (2) 「ガラス乾板」は、密着焼して印画プリント写真を作成し、「写真ホルダー」に収納する。写真の閲覧や利用は、この密着プリントで行う。
- (3) 「ガラス乾板」の原本は、中性紙で保護し、特製の保存箱(中性紙)に収納して収蔵庫に別置する。
- (4) 「印画プリント写真」は、デジタルカメラによる撮影や、スキャナーにより取り込んでデジタルデータ化し、「デジタルデータ保管用サーバー」の中に、「画像保管」ホルダー(映像・記録写真、古写真・古文書)を設けて保存・整理する。
- (5) 写真の表題(タイトル)や撮影場所、年月日などの写真資料情報は、データベース用ソフト(「ファイルメーカー」)を使用して「写真資料カード」を作成しデータ登録・管理する。

4、写真資料の利用と活用

- (1) 「歴史写真展」の開催
本館においては、歴史資料の教育・普及活動の一環として、古文書と公文書を中心に「切れ目のない展示」を開催していますが、その中で一回は、歴史写真展を実施しています。地域の歴史的風景を復元し、視覚的な歴史的観点から徳島の現代を見つめ直すということが趣旨。写真はわかりやすく、身近な歴史資料だけに毎回関心を呼び好評です。
- (2) 写真シンポジウムの開催
城下町へタイムスリップ! の作成
- (3) Web版「幻の城下町徳島」失われた戦争により失われた戦前の城下町徳島の復元を写真と地図・絵図によりコンテンツを作成、本館ホームページ上で公開しています。
- (4) 館外写真展への貸し出し
本館での展示に作成した写真パネルの貸し出しは、地域社会での展示会や文化祭に積極的に行っています。
- (5) その他、閲覧・出版掲載・放送利用に閲覧・出版掲載・放送利用に提供を行っています。

5、地域活性化と写真資料

低迷を続ける地域の現状の中で、かつての繁栄や賑わいの「記憶」までが失われようとしています。写真は元気な記憶を呼び起す活力源ともなります。写真資料を見直し、大いに活用していくましょう!

(主任専門員)



⑪雪の新町橋(津田家資料)
昭和40年代



⑫建造中の千秋閣(木津家文書)
明治40年頃



⑬徳島駅前(徳島県旧観光課)
昭和30年代



⑭徳島県名所絵葉書
(橋本家・藤原家文書)

文書館だより

文化の森のシンボルマークを「存じだろうか。緑地に白抜きで円盤の上に丸・三角・四角が描かれたあのマークである。見かけない方があるかもしれないが、文化の森五館の印刷物のどこかには印刷されている。

このシンボルマークはしっかりと公募で選ばれたオリジナルである。その経緯がわかる「公文書」が残されている。平成元年一月九日、作品の募集要項が決済されている。その趣旨は「文化の森は、徳島県の将来にわたる文化創造活動を先導し、県民の文化意識を高めていくためのシンボルとなるものです。広い意味では県全体が、文化の香りに包まれた壮大な「森」になることを願い、構想したものです。徳島県では来年秋のオープンを前に、「文化の森」にふさわしいシンボルマークを広く募集いたします。」と、現在その中で勧めているものにとつては、少々こそばゆいような言葉で埋められてる。最優秀作品には三〇万円、優秀作品には五万円の副賞を出す全国公募であった。

次は広報媒体への周知作業である。県内各機関から各都道府県庁や全国の美術館さらに全国版の雑誌である「公募ガイド」などにも掲載している。その甲斐あり、締め切りの四月末日までに全国から一七七二点（うち県内応募四〇五点）も

文化の森シンボルマーク

の応募があった。

この中から選考が行われる。八人の選考委員が選ばれ、五月一六日、県庁一〇階の会議室いっぱいに作品の札が並べられた。委員の講評には「応募作品全体の水準は高く、多数の作品から選考できたのは良かった」とある。

選考された作品は愛媛県在住のデザイナー黒川潔さんのもので、图案の趣旨は「造形の原形である円、三角、四角形を用いて、広い領域の文化を象徴するとともに、文化の森の文化施設コンプレックスのイメージを表現している。人間のあらゆる文化活動が調和し高揚していくことを願い、デザインした」と力強い言葉で語られている。

六月二一日表彰式が行われ、デザインは正式に決定した。募集要項にあるところ、著作権・版権は徳島県に帰属することとなり、ミュージアムショップ等での使用のため、しっかりと商標登録まで行われ、無断使用はご遠慮願うことになります。

こうした、ひとつの仕事の流れを一冊で知ることのできる公文書は、いくら新しいものでも、歴史的にも文化的にも価値あるものといえる。



文書館の利用案内

利用方法

○閲覧室の検索用端末機で必要な資料を検索し、閲覧票に必要事項を記入して、受付に提出してください。

○閲覧室の書架に配置された行政資料等は、自由に閲覧できます。

○資料の複写や出版物等への掲載は、受付へ申し込んで所定の手続きをしてください。

○複写サービスは実費をいただきます。

○資料の館外貸し出しは行いません。

開館時間

○午前九時三〇分～午後五時

休館日

○毎週月曜日（祝祭日の場合は翌日）

○毎月第三木曜日

○年末年始
※資料整理・換気のため必要に応じて
臨時休館することがあります。

交通のご案内

◇JR徳島駅から

徳島市営バス利用（約二五分）

◇JR牟岐線文化の森駅下車徒歩
約三五分



ホームページアドレス <http://www.archiv.tokushima-ed.jp> (徳島県立文書館)

